⑵　平成23年度総合旅行業務取扱管理者試験の「国内旅行実務」科目合格者
ア．平成23年度総合旅行業務取扱管理者試験の「国内旅行実務」科目合格者は、４に掲げる試験科目のうち、⑶の科目について試験の免除を受けることができる。
イ．上記の試験の一部免除を受けようとする者は、受験願書に平成23年度総合旅行業務取扱管理者試験の結果通知書の写しを添付すること。
⑶　平成23年度総合旅行業務取扱管理者試験の「国内旅行実務」及び「海外旅行実務」科目合格者
ア．平成23年度総合旅行業務取扱管理者試験の「国内旅行実務」及び「海外旅行実務」科目合格者は、４に掲げる試験科目のうち、⑶及び⑷の科目についての試験の免除を受けることができる。
イ．上記の試験の一部免除を受けようとする者は、受験願書に平成23年度総合旅行業務取扱管理者試験の結果通知書の写しを添付すること。
⑷　国内旅行業務取扱管理者有資格者
ア．国内旅行業務取扱管理者有資格者は、４に掲げる試験科目のうち、⑴及び⑶の科目について試験の免除を受けることができる。
イ．上記の試験の一部免除を受けようとする者は、受験願書に国内旅行業務取扱主任者認定証の写し又は国内旅行業務取扱主任者試験合格証若しくは国内旅行業務取扱管理者試験合格証の写しを添付すること。
⑸　国内旅行業務取扱管理者有資格者で平成23年度総合旅行業務取扱管理者試験の「海外旅行実務」科目合格者
ア．国内旅行業務取扱管理者有資格者で平成23年度総合旅行業務取扱管理者試験の「海外旅行実務」科目合格者は、４に掲げる試験科目のうち、⑴、⑶及び⑷の科目について試験の免除を受けることができる。
イ．上記の試験の一部免除を受けようとする者は、受験願書に国内旅行業務取扱主任者認定証の写し又は国内旅行業務取扱主任者試験若しくは国内旅行業務取扱管理者試験の合格証の写し及び平成23年度総合旅行業務取扱管理者試験の結果通知書の写しを添付すること。
⑹　平成23年度又は24年度に実施した総合旅行業務取扱管理者研修の「海外旅行実務」修了者
ア．一般社団法人日本旅行業協会が平成23年度又は24年度に実施した総合旅行業務取扱管理者研修の「海外旅行実務」課程を修了した者は、４に掲げる試験科目のうち、⑷の科目について試験の免除を受けることができる。
イ．上記の試験の一部免除を受けようとする者は、受験願書に平成23年度又は24年度総合旅行業務取扱管理者研修の修了証書の写しを添付すること。
⑺　平成23年度又は24年度に実施した総合旅行業務取扱管理者研修の「海外旅行実務」修了者で平成23年度総合旅行業務取扱管理者試験の「国内旅行実務」科目合格者
ア．一般社団法人日本旅行業協会が平成23年度又は24年度に実施した総合旅行業務取扱管理者研修の「海外旅行実務」課程を修了した者で平成23年度総合旅行業務取扱管理者試験の「国内旅行実務」科目合格者は、４に掲げる試験科目のうち、⑶及び⑷の科目について試験の免除を受けることができる。
イ．上記の試験の一部免除を受けようとする者は、受験願書に平成23年度又は24年度総合旅行業務取扱管理者研修の修了証書の写し及び平成23年度総合旅行業務取扱管理者試験の結果通知書の写しを添付すること。
⑻　平成23年度又は24年度に実施した総合旅行業務取扱管理者研修の「国内旅行実務」修了者
ア．一般社団法人日本旅行業協会が平成23年度又は24年度に実施した総合旅行業務取扱管理者研修の「国内旅行実務」修了者は、４に掲げる試験科目のうち、⑶の科目について試験の免除を受けることができる。
イ．上記の試験の一部免除を受けようとする者は、受験願書に平成23年度又は24年度総合旅行業務取扱管理者研修の修了証書の写しを添付すること。
⑼　平成23年度又は24年度に実施した総合旅行業務取扱管理者研修の「国内旅行実務」修了者で平成23年度総合旅行業務取扱管理者試験の「海外旅行実務」科目合格者
ア．一般社団法人日本旅行業協会が平成23年度又は24年度に実施した総合旅行業務取扱管理者研修の「国内旅行実務」課程を修了した者で平成23年度総合旅行業務取扱管理者試験の「海外旅行実務」科目合格者は、４に掲げる試験科目のうち、⑶及び⑷の科目について試験の免除を受けることができる。
イ．上記の試験の一部免除を受けようとする者は、受験願書に平成23年度又は24年度総合旅行業務取扱管理者研修の修了証書の写し及び平成23年度総合旅行業務取扱管理者試験の結果通知書の写しを添付すること。
⑽　平成23年度、24年度に実施した総合旅行業務取扱管理者研修の「海外旅行実務」及び「国内旅行実務」修了者
ア．一般社団法人日本旅行業協会が平成23年度、24年度に実施した総合旅行業務取扱管理者研修の「海外旅行実務」及び「国内旅行実務」修了者は、４に掲げる試験科目のうち、⑶及び⑷の科目について試験の免除を受けることができる。
イ．上記の試験の一部免除を受けようとする者は、受験願書に平成23年度、24年度総合旅行業務取扱管理者研修のいずれか又は両方の修了証書の写しを添付すること。
⑾　国内旅行業務取扱管理者有資格者で、平成23年度又は24年度に実施した総合旅行業務取扱管理者研修「海外旅行実務」課程を修了した者
ア．国内旅行業務取扱管理者有資格者で、一般社団法人日本旅行業協会が平成23年度又は24年度に実施した総合旅行業務取扱管理者研修の「海外旅行実務」修了者は、４に掲げる試験科目のうち、⑴、⑶及び⑷の科目について試験の免除を受けることができる。
イ．上記の試験の一部免除を受けようとする者は、受験願書に国内旅行業務取扱主任者認定証の写し又は国内旅行業務取扱主任者試験若しくは国内旅行業務取扱管理者試験の合格証の写し及び平成23年度又は24年度の総合旅行業務取扱管理者研修の修了証書の写しを添付すること。

７．受験願書及び試験施行要領の配布　受験願書用紙及び試験施行要領は、一般社団法人日本旅行業協会本部及び支部事務局で配布する。また、一般社団法人日本旅行業協会ホームページからダウンロードして入手することもできる。
　なお、郵送により受験願書等を求める場合は、宛先を明記のうえ、90円切手を貼った返信用封筒（定形）を同封すること。
８．合格者の発表　合格者の発表は、平成24年11月16日（金）（予定）に一般社団法人日本旅行業協会本部、支部事務局及び一般社団法人日本旅行業協会ホームページで行うとともに、受験者には文書で通知する。
９．合格証の交付　平成24年11月16日（金）（予定）に、全合格者に対して簡易書留郵便にて発送する。
10．試験事務の代行　この試験の事務は、旅行業法第25条の２第１項の規定に基づき、次の旅行業協会に行わせる。
　名称　一般社団法人　日本旅行業協会
　住所　東京都千代田区霞が関３丁目３番３号
　　全日通霞が関ビル
　試験事務を行う事務所の所在地　住所に同じ

公　告

諸　事　項

公認会計士懲戒処分公告

　下記の者について、公認会計士法（昭和23年法律第103号）第30条第３項において準用する同条第２項の規定に基づき、平成24年６月20日付で平成24年６月25日から平成24年12月24日までの６月の業務停止処分を行ったので、同法第34条第３項の規定に基づき公告する。
　平成24年７月２日
　　金融庁長官　畑中龍太郎
　　記
公認会計士　佐野　芳孝　昭和28年９月28日生
公認会計士登録番号　第6923号
現住所　埼玉県さいたま市中央区鈴谷７丁目６番１―903
公認会計士　本間　　寛　昭和30年９月８日生
公認会計士登録番号　第6840号
現住所　新潟県新潟市北区柳原３丁目11番16号